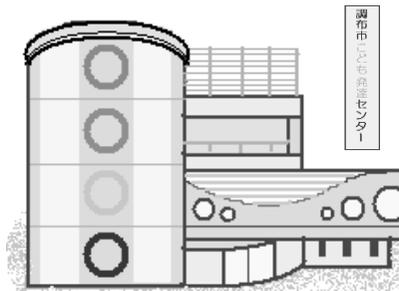
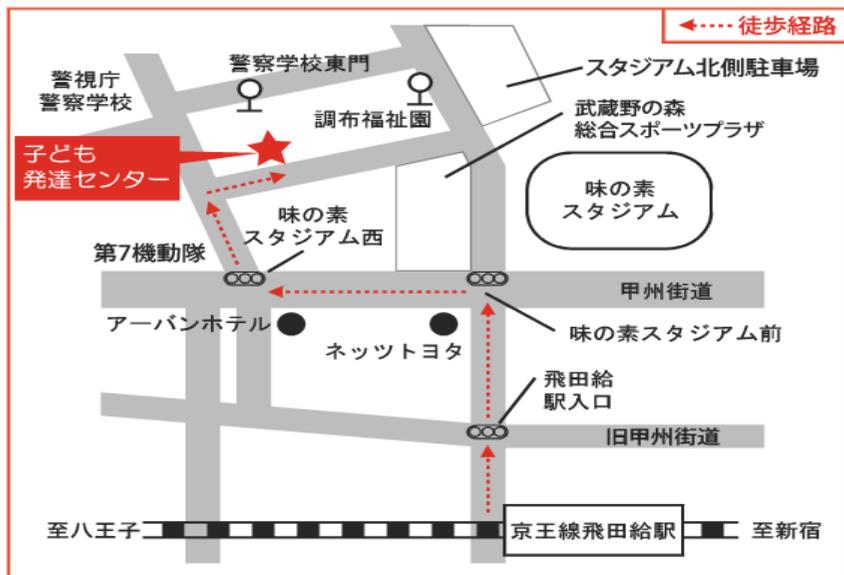


緊急一時養護事業 リフレッシュ支援事業



子ども発達センター
お子さんをお預かりします。

病気・出産・冠婚葬祭等で、一時的に養育が困難になったとき、
または ご家族の休息が必要なときに、
障害のあるお子さん・発達に遅れやかたよりのあるお子さんをお預かりする事業です。



調布市子ども発達センター通園事業あゆみ

住所：〒182-0032 調布市西町 290-49

E-mail：hattatu@jigyodan-chofu.com

電話：042-486-3155

ファクス：042-444-0018

アクセス

- ・京王線『飛田給駅』北口より徒歩15分
 - ・『飛田給駅』北口よりバス(飛02)榊原記念病院経由多磨駅行き
 - ・『調布駅』北口バス(調33)飛田給駅経由多磨駅行き
- いずれも「調布福祉園」または「警察学校東門」下車して3分

※当センターの巡回バスもあります。

★平日のみ。親子で利用できます。(時間はご確認ください。)

《緊急一時養護事業》・《リフレッシュ支援事業》ご利用あんない



1. 『緊急一時養護事業』

⇒ 家族の病気や用事で養育が困難な時、お子さんを一時的に養育・保護します。

2. 『リフレッシュ支援事業』

⇒ 家族の休息などの必要に応じて、お子さんを一時的に養育・保護します。

ご利用の手続きは…

登録予約

TEL.042-486-3155 (子ども発達センター通園事業) または、子ども発達センター1F受付にて承ります。

登録面談

事前に面談日程をお伝えします。

【お持ちいただくもの】

- ・i-ファイル ・支援のまとめ
- ・お子さんの写真(顔がはっきりわかる写真)
- ・利用料振替口座の口座番号、口座名義人等を
確認できる書類(通帳・キャッシュカードなど)
- ・金融機関の届出印

*登録は3年ごとに行います。

登録決定

決定後、〔登録カード〕が送付されます。

利用申込み

利用される事業の〔利用申請書〕を子ども発達センターにご提出ください。希望者多数の場合は、利用される日の前月1日に抽選となります。それ以降空いている場合は、利用日の7日前まで申込みを受付けています。

ご利用

必要な物を持参の上、必ず送迎をお願いします。

利用料のお支払い

口座振替(口座引き落とし)で、お支払いいただきます。

対象児	調布市在住で、下の○印のいずれかにあてはまる児童				
		1歳6か月未満	1歳6か月～就学前	小学生	中学生以上
	障害手帳あり	×	○	○	×
	診断書あり(障害児)	×	○	○	×
	発達の遅れやかたよりあり(発達センター利用対象児)	×	○	×	×
事業名	緊急一時養護事業			リフレッシュ支援事業	
要件	子どもの家族の冠婚葬祭、傷病、出産、きょうだいの学校主催行事、極度の育児不安等の理由により、養育が一時的に困難な場合			子どもの家族の疲労回復等のため休息を行う場合、きょうだいの習い事、父母会行事等	
利用限度	1か月7日まで			1か月2日まで(休日は1日まで)	
定員	※平日、双方の事業に空きがある場合は、同時に2名までの利用を可能とします。				
	※休日は双方の事業いずれか1名までの利用を可能とします。				
実施時間と利用料金	利用日	時間	金額	時間	金額
	平日	2:30~8:30	1時間 100円	2:30~8:30	1時間 200円
	日曜日等	午前8:30~午後8:30の間の連続する6時間		午前8:30~午後8:30の間の連続する6時間	
※利用料免除あり：生活保護受給・市民税非課税・ひとり親世帯の方					
飲食	こちらでの用意はありません。必要な場合はご持参ください。				
送迎(平日のみ)	指定場所送迎事業(巡回バス 通称らいおんバス)の7, 8, 9, 10便を利用し、各バス停まで職員がお子さんを送迎することができます。 なお、送迎につきましては、お子さんの年齢等に要件がございますので、詳細は職員にご確認ください。				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為はできません。 ・行事等のため利用できない日があります。あらかじめ、ホームページかお電話でご確認ください。 				